



ての豊富な経験、知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、同人には、当分の間、引き続き同検事長の職務を遂行させる必要があると認定したものでございます。

○日吉委員 結局、資格がないということじやないですか。

この黒川さんの評判を聞いたとか、これだけ問題があるかないかというような調査をしたとか、そういった、検事長になられる方ですか。清廉潔白な人なのかどうかとか、何かないのか、こういったことを通常調べるんじやないですかね。それはどうやつて調べたんですか。

○森国務大臣 詳しい過程は差し控えますが、人事案を事務方トップである事務次官が私のところに持つてきました際に、必要な報告を受けたものでございます。

○日吉委員 じゃ、必要な報告を受けたんですけども、そこで問題ないと大臣はどうやって判断されたんですかね。

○森国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、事務方の方が持つてきた資料に基づき、必要な判断をしたものですござります。

○日吉委員 じゃ、その判断が間違ったわけなんですねけれども、どこが問題でその判断を間違ったんですか。

○森国務大臣 勤務延長につきましては、先ほど述べましたとおり、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するためのものでございますので、そこに必要であるかどうかということを資料に基づき判断しました。

○日吉委員 委員長、答えていませんので、もう一回。どこに問題があつて判断を間違えたのか、その大臣が判断を間違えた要因、原因は何か、これを聞いているんです。

○松島委員長 では、大臣、今の質問に答えてください。

○森国務大臣 判断を間違えたという御指摘でござりますが、一月の勤務延長の時点においては、必要な報告を受け、適切な判断をしたと考えておられます。

○松島委員長 もう一度、質問をお願いします。

○日吉委員 ですから、大臣、その適切な報告が適切じやなかつたわけなんですよ。

この大臣が、任命する人を任命するようなことがないようになります。問題がある人を任命するように、チエックするのが大臣の役割だと思うんですけれども、それができていなかつたわけです。その責任はどう考えてますか。

○森国務大臣 私は、一月の時点の勤務延長について、業務継続の必要性という観点から、必要な範囲の報告を事務方から受け、その中において判断を適切にしたというふうに認識しております。

○日吉委員 結果的に適格性判断を誤ったわけなんですね。そこに大きなやはり責任があると思うんです。先ほど、どこに責任を痛感しているかとしゃらないんですね。

大臣の責任というのは、やはり、不適切な人を推薦してしまった、ここが一番問題なんじやないかと思うわけですけれども、そこについての責任を感じて、辞任されないでしょうか。

○森国務大臣 一月においては、業務遂行、継続遂行についての必要な報告を受け、適切に判断したと考へております。

五月一日及び十三日のかけマージャンを行つた行為についてはまことに遺憾なことであるといふふうに考へており、今回の処分に至つたものでござります。

○日吉委員 もう一つ。

総理は慰留されたということなんですけれども、総理が辞任をしなくていいと判断したのは何だったんですか。わかりますか。

○森国務大臣 総理の御判断でございますので、私からお答えする事柄ではないと考えます。

○日吉委員 それは何か伝えられなかつたんですか。大臣は進退伺をしているわけですよね。それなのに慰留されたわけなので、それで納得しなければ、やはり辞任すればいいだけの話なんですね。

○森国務大臣 先ほど申し上げたとおりでござりますが、後任を速やかに選ぶこと、そして、検察の信頼を回復することにおいて、引き続き業務に当たつてくれという言葉がございました。

○松島委員長 質疑時間が終了してあります。○日吉委員 時間が来ましたので終わりますけれども、適切に選べなかつた方が次のを選ぶといふことはできないと思ひますので、辞任をお願いいたしまして、質問を終わります。

○松島委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

まず、黒川氏のかけマージャンについて、本日の審議を通じて、常習性の有無などさまざまに中心

問題について、当然やるべき調査をやつていない

ことが明らかになりました。そういう意味では、これは委員長にお諮りしたいんですが、当然やるべき調査、例えば、記者の方への聴取とか、あるいは黒川氏とどういう調査をしたのかも含めてですが、必要な当たり前の調査をやつた上で、来週にでも法務委員会をもう一度開いて審議すべきだというふうに思ひます。

○松島委員長 後刻、理事会の中で、質問項目を出した上できちつと理事会で協議いたしますので。後刻、理事会で協議して、今後の日程も含めてまた協議いたします。

○藤野委員 その上で、大臣にお聞きしますが、大臣は進退伺を総理に出された、そして、総理は強く慰留されたと答弁されました。二点お聞きし

たいんですが、なぜ自分は大臣にあたわざと考えられたのか、この一点と、もう一つ、総理は何と言つて慰留したのか。つまり、なぜ森大臣でなければならぬと總理はおつしやつたのか。二点お答えください。

○森国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございまして、黒川検事長の今般のかけマージャン等の行為につきましては、まことに不適切でございまして、甚だ遺憾でございます。検察行政の信頼を損ねたということについて、法務大臣としての責任を感じております。

総理からの言葉について今お尋ねがございまたが、これも先ほどお答えしたとおりでございますが、速やかに後任を選任すること、そして、検察の信頼を回復することについて業務に当たつたが、これも先ほどお答えしたとおりでございますが、速やかに後任を選任すること、そして、検察の信頼を回復することについて業務に当たつたがなぜ森大臣でなければならないのか。

総理はなぜ、そこを森大臣にやらせようと言つたんですか。

○森国務大臣 総理の心の中のことです。

○藤野委員 これまでお答えしかねます。

○藤野委員 これほどこの国会を揺るがしている問題で、恐らく、進退伺を出されたのも、大臣自身、重大な御決意だったと思うんですね。その重みと、そしてそれに対する総理の慰留、極めて重いし、どういう理由で森大臣が大臣を続けるのか、総理がそういう判断をしたのか、これは国民に示さないといけないんですよ、これほどの問題になつてゐるわけですから。

そして、黒川氏というお話をありましたが、私は、そこで進退伺という話はちょっとピントがずれていると思うんですね。最大の問題は、今ここで憲法が踏みにじられているということだとと思うんです。事実上、立法権が侵害され、そして、司法権もその独立が脅かされているというのが最大の問題なんです。

まず、立法権について言ひますと、現行の検察法は、検事総長は六十五歳、その他の検察官は六十三歳になれば退官すると定めているんですね。キャリアの最後の出口のところで年齢以外の要素は一切考慮しない、これが現行法です。年齢

以外の要素を考慮すると、そこに恣意的介入の余地が生まれるからであります。

検察官は、唯一の公訴提起機関で、準司法官と言われている。時には、総理大臣経験者をも逮捕持っているからこそ、どんな巨悪にも屈しない厳格な政治的中立性が求められる。だから、検察官の人事は、他の一般職公務員とは違つて、入り口の任命だけに限定して、そして、活動中や出口の退任、退官のこところでは一切介入の余地を設けていないわけです。つまり、現行法は検察官の定年延長を認めていないし、戦後一貫してそういう運用が行われてきました。したがつて、黒川氏の定年をもし延長するのであれば、検察官法を改正するしかなかつたんですね。しかし、安倍政権はそれをやらなかつた。

先日、検事総長OBなど検察幹部経験者の皆さんが意見書を出されました。この中でも冒頭で、こう指摘されております。

検察官の定年を延長するのであれば検察官法を改正是するしかない。しかるに内閣は、同法改正の手続を経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。この閣議決定による黒川氏の定年延長は検察官法に基づかないものであり、黒川氏の留任に法的根拠はない。

そして、検察OBだけでなく、日弁連会長以下、全国五十二全ての弁護士会の会長声明も、多くはこの点を指摘しております。

大臣、お聞きしますが、現行憲法上、国会は唯一の立法機関とされております。法律の改正といふのは、全国人民の代表である国会だけの権限なんですね。その国会での法改正の手続を経ずに、内閣の勝手な解釈で法律の解釈、運用をねじ曲げた、これは立法権の侵害であり、これをそのままにしていたら、日本は法治国家でなくなります。法の支配ではなく、人の支配になる。今回の法案、その大もとに閣議決定、これがあるわけですね。大臣がもし責任を感じていると言うのであれば、立法権の侵害を行つてているこの閣議決定、これの撤回

を総理に働きかけるべきじゃないですか。

○森国務大臣 解釈変更については適正に行われたものと考えております。有権解釈として、第一義的に、所管省庁である法務省において解釈の変更を行つたものでございます。

法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして論理的に確定されるべきものであり、検討を行つた結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えております。

○藤野委員 現行憲法では、内閣は国会で定められた法律に従つて行政権を使用する、六十五条で定められております。法律に基づいた行政というのが内閣の仕事なんです。解釈もその範囲内です。ところが、安倍政権は、国会による法改正も行わらず、冒頭でこう指摘されております。

検察官の定年を延長するのであれば検察官法を改正是するしかない。しかるに内閣は、同法改正の手続を経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。この閣議決定による黒川氏の定年延長は検察官法に基づかないものであり、黒川氏の留任に法的根拠はない。

そして、検察OBだけでなく、日弁連会長以下、全国五十二全ての弁護士会の会長声明も、多くはこの点を指摘しております。

大臣、お聞きしますが、現行憲法上、国会は唯一の立法機関とされております。法律の改正といふのは、全国人民の代表である国会だけの権限なんですね。その国会での法改正の手続を経ずに、内閣の勝手な解釈で法律の解釈、運用をねじ曲げた、これは立法権の侵害であり、これをそのままにしていたら、日本は法治国家でなくなります。法の支配ではなく、人の支配になる。今回の法案、その大もとに閣議決定、これがあるわけですね。大臣がもし責任を感じていると言うのであれば、立法権の侵害を行つてているこの閣議決定、これの撤回

解釈したものでござります。

○藤野委員 全く、法律に書いていないから何とも解釈できるんだと言わんばかりの今の答弁でいるんですね。

先ほどの検察官OBの意見書は、こうも言つています。

本来国会の権限である法律改正の手続を経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈、運用を変更したという宣言であつて、フランスの絶対王政を確立し君臨したルイ十四世の言葉として伝えられる、朕は国家であるとの中世の亡靈のような言葉をほうふとさせるような姿勢であり、近代国家の basic 理念である権力分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいます。

もう一点お聞きします。司法権の侵害です。

戦前、司法権は天皇に属していました。戦後の日本国憲法は、司法権は裁判所にあるというふうに定めました。これは、国民主権、三権分立の観点であります。そして同時に、いかに重大な犯罪も検察官の定年延長は可能だ、こういうことを

大臣の認識を聞きたいんですが、これをこのままにしていたら、日本は法治国家ではなくなつてしまします。法の支配ではなく、人の支配になる、三

権分立に反する違憲行為なんですよ。

大臣の認識は大臣にはないんでしょうか。

まにしていたら、日本は法治国家ではなくなつてしまします。法の支配ではなく、人の支配になる、三

権分立に反する違憲行為なんですよ。

大臣の認識は大臣にはないんでしょうか。

まにしていたら、日本は法治国家ではなくなつてしまします。法の支配ではなく、人の支配になる、三

権分立に反する違憲行為なんですよ。

大臣の認識は大臣にはないんでしょうか。

まにしていたら、日本は法治国家ではなくなつてしまします。法の支配ではなく、人の支配になる、三

権分立に反する違憲行為なんですよ。

を見た若い検察官、どうなるか。検察全体が萎縮していく。逆に、巨悪は安心して眠るようになるわけです。

大臣、お聞きしますが、この閣議決定、そして法案、定年の特例部分、これを撤回しなければ、そういう政権の意のままに動く組織に検察がなってしまう、こういう懸念は残り続けるんですね。ですから、この閣議決定、そして法案の特例部分、これは撤回すべきではありませんか。

○森国務大臣 そもそも、検察官については、その人事権者は内閣又は法務大臣でございます。これは、検察官は行政組織の一部であり、検察官の准司法官的性格、検察官の独立性を保持しつつも、国民主権の見地から、公務員である検察官に民主的な統制を及ぼすためのものでございます。

改正検察官法の勤務延長及び役おり特例の制度についてお尋ねがございましたが、そもそも、任命権者である内閣等の判断により、改正法及び内閣で定める事由等の準則に基づき、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合に、引き続きその職務を遂行することを認めることであつて、検察官は意に反してやめさせることはできな

いという強い身分保障を守りながら、身分上の不利益処分を行うことではございませんので、本来的に検察権行使に圧力を加えるものではなく、検察官の独立性を害さず、三権分立にも反しないと

いうふうに考えます。

その上で、若い検察官というお話をございましたが、検察官は、権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのようなときにも厳正公平、不偏不党を旨とし、法と証拠に基づいて適切な事件処理に努めるものと承知しております。

○藤野委員 本当に、人事権者とおっしゃいましたが、現行法は、それを任命という入り口だけに限つてゐるんです。ほかの一般職公務員は、入り口でも出口でも内閣が関与しますけれども、検察官は、大臣おっしゃつた準司法官という特別の重い

責任を負つてゐるから、政治的中立性を確保する

ために入り口だけに限つて、出口では年齢以外の一切の要素を考慮していないんです。今回、それに特例を設けようというんです。ですから、政治的中立性が害される余地が生まれるということなんですね。

先ほど、民主的統制とおっしゃいました。まさに巨悪と向き合い続けてきた検察OBの意見書は、こう書いております。

検事総長を例にとると、一年以内のサイクルで定年延長の要否を判断し、最長三年までの延長を可能とするもので、現在、通例二年程度の任期が五年程度になり得る大幅な制度変更と言えます。

これは、民主的統制と検察の独立性、政治的中立性の確保のバランスを大きく変動させかねないものであり、検察権行使に政治的影響が及ぶことが強く懸念されます。

この最大の責任は安倍総理にありますけれども、法の支配をつかさどるべき法務大臣がこの結果をしているとは思いません。

○松島委員長 質疑時間が終了しておりますので、手短にお願いします。

○藤野委員 私も辞任を強く求めて、質問を終わります。

○串田委員長 次に、串田誠一さん。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

最後の質疑者でございますので、ずっと聞いておりました。国民も、検察官という非常に重大な役柄の、立場の方の行為ということで注目をしているんだろうと思いつます。マージャンのレートが低いとか、ハイヤーは一緒に乗つただけとか、一生懸命擁護しているように私は思えてなりません。検察官と内閣が近づくと

こういう貸し借りが生まれるんだな、まさに、いみじくも証明しているように私は感じたわけでございます。

ところで、解釈変更によって黒川検事長が採用されたときに、当初、森法務大臣は、検察官が逃げたとか、理由もなく釈放したというような理由を挙げられておりました。しかし、これは撤回されました。ならば理由は何だったんですね、こうお聞きをしましたところ、森法務大臣は、三月十八日、私の質問に対して、重大、困難な事件、特に挙げられたのはインターネット、サイバー犯罪です。こう挙げられたわけです。私の知り得る限りでは、今回の解釈変更で具体的な犯罪例を挙げたのはこれだけなんじゃないかなと思うんですけども。

そこでお聞きをしたいんですけど、サイバーインターネット犯罪が、捜査をするに当たって黒川検事長はかえがたい、余人にかえがたい、この捜査をするために余人にかえがたいんだ、こういうことであるとするならば、黒川検事長がやめられることによって国民はこのインターネットやサイバー犯罪にさらけ出されている、直面して、この

ことだらうと思います。そこでお聞きしたいのは、今回、訓告というふうに理解していいことに対し、辞任を受け入れた。辞任を受け入れたといふことは、国民が犯罪に対して直面しても構わないといふ比較考

とで、やめなくていいことに対し、辞任を受けることであるとすると、国民が危険にさらされることは、国民が危険にさらされても構いませんよ、そういうことです。

○森国務大臣 その点については、今ほど御答弁したとおりでございますが、国民を危険にさらしてもよいのかどうかという問い合わせに対しては、黒川検事長による業務継続これが辞任によりなくなったということで空席が生じておりますので、そこは業務の継続性に著しい支障が生じておりますので、速やかに後任を選任したいと考えているところでござります。

○串田委員 運営に著しい支障というのは、国民に対するそういう犯罪を直面させているというこ

とでしよう。違うんですね。それが、運営に著しい支障なんでしょう。それでも構わないといふこと

であります。あなたには自業自得なんだ、批判は甘んじて受けなさい。しかし、あなたにはまだ二ヶ月、このインターネットやサイバー犯罪、あなたしかできな

いから採用したんだ、これによって国民を守るた

めに、恥を忍んでもこれはやりなさい、私、そ

いう選択肢もあつたと思うんですよ。それをあります。されど、遺憾だからと、まるで他人事のようにあります。

されどサイバー犯罪と言つて、国民を守ると、あるいはどサイバー犯罪と言つて、国民を守ると、あれほどから申し上げておりますと、

おり、検察官をやめさせるとかやめさせないと、

いう判断を法務大臣がする立場にございませんので、そこが検察官の独立性にかかわってきます。

○串田委員 まさに国民が犯罪に直面しても構わぬという判断になつたとしか私は思えないので、本人が、辞任するかどうかは判断するところ

でございます。

○串田委員 何を言つているんですか。国民が今危険にさらされているんだから、森法務大臣は、あなたがやめたら、私はあなたを採用して、国民をサイバー攻撃、サイバー犯罪から守るためにあなたを採用したんだ、こういう説得をすることも考えないといけないんじゃないですか。そういうことを一切考えずに、遺憾だからあなたはいいで

すよ、国民が危険にさらされても構いませんよ、そういうことです。

○森国務大臣 その点については、今ほど御答弁したとおりでございますが、国民を危険にさらしてもよいのかどうかという問い合わせに対しては、黒川

検事長による業務継続これが辞任によりなくなつたということで空席が生じておりますので、

そこは業務の継続性に著しい支障が生じておりますので、速やかに後任を選任したいと考えているところでござります。

○串田委員 運営に著しい支障というのは、国民に対するそういう犯罪を直面させているというこ

とでしよう。違うんですね。それが、運営に著しい支障なんでしょう。それでも構わないといふこと

であります。あなたには自業自得なんだ、批判は甘んじて受けなさい。しかし、あなたにはまだ二ヶ月、このイ

ンターネットやサイバー犯罪、あなたしかできな

いから採用したんだ、これによって国民を守るた

めに、恥を忍んでもこれはやりなさい、私、そ

うでございます。それを踏まえて、任命権である内閣がこれを承認いたしました。そして、その向でございます。

○森国務大臣 辞任の判断については、本人の意向でございます。それを踏まえて、任命権である内閣がこれを承認いたしました。そして、その

結果、辞任すると東京高檢の業務に著しい支障が生じるわけでございますので、後任について速やかに適切に任命していただきたいと思っております。

○串田委員 まさに国民が犯罪に直面しても構わぬという判断になつたとしか私は思えないので、理由を述べないんですから。

ところで、この解釈変更には基準があつたんで

すか。理由を述べてください。

○森国務大臣 先ほどから申し上げておりますとおり、検察官をやめさせるとかやめさせないと、

いう判断を法務大臣がする立場にございませんので、そこが検察官の独立性にかかわってきます。

○串田委員 まさに国民が犯罪に直面しても構わぬという判断になつたとしか私は思えないので、本人が、辞任するかどうかは判断するところ

でございます。

○森国務大臣 法令の勤務延長の解釈変更についてのお尋ねというふうに理解してお答えをいたしました。

○串田委員 この前の内閣委員会でも、森法務大臣は、基準がまだない、人事院規則に従つて、それを参考にするとおっしゃっていたわけですか。

○森国務大臣 その点については、今ほど御答弁したとおりでございますが、国民を危険にさらしてもよいのかどうかという問い合わせに対しては、黒川

検事長による業務継続これが辞任によりなくなつたということで空席が生じておりますので、

そこは業務の継続性に著しい支障が生じておりますので、速やかに後任を選任したいと考えているところでござります。

○串田委員 運営に著しい支障というのは、国民に対するそういう犯罪を直面させているというこ

とでしよう。違うんですね。それが、運営に著しい支障なんでしょう。それでも構わないといふこと

であります。あなたには自業自得なんだ、批判は甘んじて受けなさい。しかし、あなたにはまだ二ヶ月、このイ

ンターネットやサイバー犯罪、あなたしかできな

いから採用したんだ、これによって国民を守るた

めに、恥を忍んでもこれはやりなさい、私、そ